

登別市請負工事検査基準

第1 趣旨

この基準は、登別市請負工事検査要領（平成13年訓令第1号。以下「要領」という。）に基づき、検査員が請負工事に関する検査を実施するに当たって必要な事項を補足するとともに、要領第8に基づき、検査の方法を定める。

第2 適用の範囲

この基準は、要領第2の各検査に適用する。

第3 検査員の指定

検査員の指定は、要領第3による。

第4 検査員の心得

検査員は、要領第4によるほか、次の各号に心掛けるものとする。

- (1) 検査員は、工事関係者のそれぞれの立場を尊重し、検査執行中の言動には十分配慮するものとする。
- (2) 検査員は、事前に対象工事の調査及び把握に努め、検査の迅速かつ効率的な執行を図るものとする。
- (3) 検査は、原則として通常の勤務時間内に実施するものとする。

第5 検査の実施

検査員は、検査を実施するに当たり、次の各号の事実があるときは検査を中止し、直ちに契約担当者に報告し、その指示を受けるものとする。

- (1) 完成検査に際し、工事が完成に至っていないとき。
- (2) 検査に必要な準備が行われていないと認めるとき。
- (3) 既成部分検査に際し、工事が所定の出来形に達していないとき。
- (4) 要領第6に定める者が、正当な理由がなくして検査に立会わないとき。
- (5) 受注者が故意に検査の執行を妨害したとき。
- (6) 工事に重大な欠陥がある場合で、検査の執行の続行が不相当と認められたとき。
- (7) 工事請負契約書第6条（一括委任又は一括下請けの禁止）の違反の事実が認められたとき。
- (8) 天災その他やむを得ない事情により検査が不可能になったとき。
- (9) その他、検査が工事請負契約書において定めた期間内に検査を実施することが出来ない事由が生じたとき。

第6 検査の方法

- 1 検査員は、別表に基づき、現地等において工事請負契約書、設計図書、仕様書、官公署等手続き関係書類、施工管理関係書類、見本、工事写真等の記録、試験関係書類及び保証書により検査を行う。

2 検査員は、次の各号の事実が認められる客観的かつ具体的な相当の事由がある場合で、検査の執行に不可欠と判断されるときは、工事目的物の全部又は一部を破壊して検査をすることが出来る。

- (1) 当該工事の見隠れ部分において、工事請負契約書、設計図書及びその他関係書類（以下「設計図書等」という。）の指示する形状と異なり、かつ設計図書等に明らかに適合しないと疑われるとき。
- (2) 当該工事において、設計図書等に指示する材料以外の材料を使用し、かつ設計図書等に明らかに適合しないと疑われるとき。
- (3) 当該工事において、設計図書等に指示する施工管理又は材料の品質管理が正しく行われず、かつ設計図書等に明らかに適合しないと疑われるとき。
- (4) 当該工事において、設計図書等に指示する工法以外の方法で施工し、かつ設計図書等に明らかに適合しないと疑われるとき。
- (5) 当該工事において、設計図書等に指示する工事記録、若しくはその他工事関係書類又は資料が不備で、検査の重要事項の確認ができないとき。
- (6) 当該工事において、前各号以外の事由で設計図書等に明らかに適合しないと疑われるとき。

第7 検査結果の処理

検査員は、修補（改造）又は手直し工事を指示する場合は、検査員の一方的な指示を避け、受注者側の意見も十分聴取し、修補（改造）又は手直しの効果及び施工難度並びに工事目的物の用途などを総合的に検討して指示するものとする。

附 則（平成13年訓令第2号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第26号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第17号）

この訓令は、平成28年7月7日から施行する。

様式 略